第二章　資産及び負債・純資産

（資産及び負債・純資産に関する規定の準用）

第七条　事業会計規則第二章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。

第三章　費用及び収益

（収益及び費用に関する規定の準用）

第八条　事業会計規則第三章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。この場合において、同章の規定中「関連収益及び関連費用」とあるのは「関連費用及び関連収益」と、「収益及び費用」とあるのは「費用及び収益」と、「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二様式第14の表から様式第16の表まで」とあるのは「別表第二」と読み替えるものとする。

第四章　接続会計報告書等の公表等

（接続会計報告書及び配賦整理書の提出）

第九条　事業者は、第五条の接続会計報告書及び配賦整理書（次条において「接続会計報告書等」という。）を、毎事業年度経過後三月以内に書面又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）に係る記録媒体により総務大臣に提出しなければならない。

2　前項の規定により電磁的方法に係る記録媒体により提出する場合には、事業者の氏名及び住所並びに提出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

（接続会計報告書等の公表）

第十条　事業者は、接続会計報告書等の写しを、営業所その他の事業所に備え置き、接続会計報告書等を総務大臣に提出した日から五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2　事業者は、接続会計報告書等の写しを、刊行物の発行その他の適切な方法により公表しなければならない。

（計算結果証明）

第十一条　事業者は、接続会計財務諸表が、この省令の規定に基づいて適正に作成されていることについての職業的に資格のある会計監査人による証明を得なければならない。

（会計記録の保存）

第十二条　事業者は、接続会計財務諸表の作成に用いた帳簿その他の会計記録を毎事業年度経過後五年間保存しなければならない。

附　則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）第五条中法第三十四条の改正規定の施行の日から施行し、施行の日以後に終了する事業年度から適用する。ただし、事業者の事業年度の中途に総務大臣が法第三十四条第一項の規定により指定を行ったときは、当該指定に係る第二種指定電気通信設備との接続に関する会計については、当該指定の日以後に開始する事業年度から適用する。

別表第一（第５条及び第６条関係）

個別注記表

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

事業年度　自　　年　　月　　日
　　至　　年　　月　　日

1　継続企業の前提に関する注記
2　重要な会計方針に係る事項に関する注記
3　貸借対照表に関する注記
4　損益計算書に関する注記
5　税効果会計に関する注記
6　リースにより使用する固定資産に関する注記
7　金融商品に関する注記
8　賃貸等不動産に関する注記
9　持分法損益等に関する注記
10　関連当事者との取引に関する注記
11　重要な後発事象に関する注記
12　連結配当規制適用会社に関する注記
13　資産除去債務に関する注記
14　その他の注記

（記載上の注意）

1　次に掲げる注記表には、次に掲げる事項の記載を省略することができる。
⑴　会計監査人設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第11号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の株式会社（公開会社(会社法第２条第５号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）又は持分会社（会社法第575条第１項に規定する会社をいう。）の個別注記表　１及び３から12までに掲げる事項
⑵　会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表　１、９及び12に掲げる事項
⑶　会計監査人設置会社であって、会社法第444条第３項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表　９に掲げる事項

2　貸借対照表及び損益計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

3　継続企業の前提に関する注記は、当該会社の事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）における次に掲げる事項とする。
⑴　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
⑵　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
⑶　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
⑷　当該重要な不確実性の影響の接続会計財務諸表への反映の有無

4　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、接続会計財務諸表の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他接続会計財務諸表作成のための基本となる事項（以下「会計方針」という。）であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
⑴　資産の評価基準及び評価方法
⑵　固定資産の減価償却の方法
⑶　引当金の計上基準
⑷　収益及び費用の計上基準
⑸　その他接続会計財務諸表の作成のための基本となる重要な事項
⑹　会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
ア　会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が接続会計財務諸表に与えている影響の内容
イ　表示方法を変更したときは、その内容

5　貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。
⑴　資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項
ア　資産が担保に供されていること
イ　アの資産の内容及びその金額
ウ　担保に係る債務の金額